

令和5年度  
(第2回)

# 出雲市税だより

令和6年(2024)1月 出雲市財政部 市民税課・資産税課・収納課

主な内容

1. 市民税・県民税の申告と所得税の確定申告が始まります
2. 軽自動車税についてのお知らせ
3. 令和6年度は固定資産税の評価替えの年度です



## 1 市民税・県民税の申告と所得税の確定申告について

**市民税・県民税の申告と所得税の確定申告が始まります**  
令和6年2月16日(金) から 3月15日(金)

ご自分で申告書を作成される方、税務署特設会場(所得税)または市役所設置相談会場(市民税・県民税)での申告を希望される方は、受付方法や必要書類等について、事前に必ずこの「市税だより」でご確認ください。

## 1 市民税・県民税申告相談会場等について

### (1) 開催日程

会場名	中央	平田	斐川	大社・河南		
2/16(金)	○	○*	○			2/16(金)
19(月)	○	○*		○	多伎(会場)	19(月)
20(火)	○		○	○		20(火)
21(水)	○	○*		△		21(水)
22(木)	○		○	○		22(木)
26(月)	○	○*		○	湖陵(会場)	26(月)
27(火)	○		○	○		27(火)
28(水)	○		○	△		28(水)
29(木)	○	○*		○		29(木)
3/1(金)	○		○	○	大社(会場)	3/1(金)
4(月)	○	○*		○		4(月)
5(火)	○		○	○		5(火)
6(水)	○	○*		○		6(水)
7(木)	○		○	○		7(木)
8(金)	○	○*		△	8(金)	
11(月)	○	○*		○	佐田(会場)	11(月)
12(火)	○		○	○		12(火)
13(水)	○	○*		○		13(水)
14(木)	○		○	△		14(木)
15(金)	○	○		△		15(金)

※印は、混雑の緩和を図るため、対象地区等を設定しています。詳しくは2ページでご確認ください。  
△印の日の相談は12時で終了します。詳しくは3～4ページでご確認ください。

## (2) 中央会場の詳細日程

- 『確定申告会場（税務署）』と『市民税・県民税申告会場（市役所）』の合同開催です。
- 受付はそれぞれに設けていますので、入場整理券は該当の受付でお求めください。

### 【中央会場】

場 所	対象地区	日 程	相談時間等
<p>出雲市役所 本庁1階 く に び き 大 ホール</p>	全ての地区	<p>2月16日(金) から 3月15日(金) まで</p> <p>※土曜日、日曜日、祝日を除く</p>	<p><b>受付時間:</b> <b>8時30分から</b> ※入場整理券がなくなり次第、受付は終了します。</p> <p><b>相談時間:</b> <b>9時～16時</b> ※入場整理券に記載された時間に来場し、それぞれの会場にお入りください。</p>

## (3) 各地域相談会場の詳細日程

### ◎ 地域相談会場で受け付けることができない所得税の申告

- ・ 青色申告
- ・ 退職所得の申告
- ・ 準確定申告
- ・ 相続年金による雑所得
- ・ 初年度の住宅借入金等特別控除
- ・ 連帯債務のある住宅借入金等特別控除
- ・ 上場株式の売却などの譲渡所得
- ・ 土地、家屋の売却などの譲渡所得

### 【平田会場】

場 所	対象地区	日 程	相談時間等
平田文化館 1階 会議室	西田	2月16日(金)	<p><b>受付時間: 8時15分から</b> ※入場整理券がなくなり次第、受付は終了します。</p> <p><b>相談時間: 9時～12時</b> <b>13時～16時</b> ※入場整理券に記載された時間の30分前から入場できます。</p>
	檜山	2月19日(月)	
	平田	2月21日(水)	
		2月26日(月)	
	灘分	2月29日(木)	
		3月4日(月)	
	久多美東	3月6日(水)	
3月8日(金)			
国富	3月11日(月)		
	3月13日(水)		
全地区	3月15日(金)		

### 【平田地域コミュニティセンター相談会】

場 所	対象地区	日 程	相談時間等
鱒淵コミュニティセンター	午前: 河下町 午後: 唐川町・別所町・猪目町	2月13日(火)	<p><b>受付時間: 9時から</b> ※入場整理券がなくなり次第、受付は終了します。</p> <p><b>相談時間:</b> <b>9時30分～12時</b> <b>13時～15時30分</b> ※入場整理券に記載された時間の30分前から入場できます。</p>
佐香コミュニティセンター	坂浦町・三津町・小伊津町	2月14日(水)	
北浜コミュニティセンター (旧JA北浜店)	小津町・釜浦町・塩津町 美保町・十六島町		2月15日(木)
伊野コミュニティセンター	地合町・美野町・野郷町		

【**斐川会場**】 ※地区指定していません。都合の良い日にお出かけください。

場 所	対象地区	日 程	相談時間等
斐川文化会館 2階 研修室	斐川地域 全地区	2月16日(金)	<b>受付時間：8時15分から</b> ※入場整理券がなくなり次第、 受付は終了します。  <b>相談時間：9時～12時</b> <b>13時～16時</b> ※入場整理券に記載された時間の 30分前から入場できます。
		2月20日(火)	
		2月22日(木)	
		2月27日(火)	
		2月28日(水)	
		3月1日(金)	
		3月5日(火)	
		3月7日(木)	
		3月12日(火)	
		3月14日(木)	
3月15日(金) 午前(注)			

(注) 最終日の相談時間は、12時までです。ご注意ください。

【**多伎会場**】 ※地区指定していません。都合の良い日にお出かけください。

場 所	対象地区	日 程	相談時間等
市役所 多伎行政センター 2階 講習室	多伎地域 全地区	2月19日(月)	<b>受付時間：8時15分から</b> ※入場整理券がなくなり次第、 受付は終了します。  <b>相談時間：9時～12時</b> <b>13時～16時</b> ※入場整理券に記載された時間の 30分前から入場できます。
		2月20日(火)	
		2月21日(水) 午前(注)	

(注) 最終日の相談時間は、12時までです。ご注意ください。

【**湖陵会場**】 ※地区指定していません。都合の良い日にお出かけください。

場 所	対象地区	日 程	相談時間等
湖陵コミュニティセンター 1階 集会室	湖陵地域 全地区	2月22日(木)	<b>受付時間：8時15分から</b> ※入場整理券がなくなり次第、 受付は終了します。  <b>相談時間：9時～12時</b> <b>13時～16時</b> ※入場整理券に記載された時間の 30分前から入場できます。
		2月26日(月)	
		2月27日(火)	
		2月28日(水) 午前(注)	

(注) 最終日の相談時間は、12時までです。ご注意ください。

【大社会場】 ※地区指定していません。都合の良い日にお出かけください。

場 所	対象地区	日 程	相談時間等
市役所 大社行政センター 2階 大会議室	大社地域 全地区	2月29日(木)	<b>受付時間：8時15分から</b> ※入場整理券がなくなり次第、 受付は終了します。
		3月1日(金)	
		3月4日(月)	<b>相談時間：9時～12時</b> <b>13時～16時</b> ※入場整理券に記載された時間の 30分前から入場できます。
		3月5日(火)	
		3月6日(水)	
		3月7日(木)	
		3月8日(金) 午前(注)	

(注) 最終日の相談時間は、12時までです。ご注意ください。

【佐田会場】 ※地区指定していません。都合の良い日にお出かけください。

場 所	対象地区	日 程	相談時間等
市役所 佐田行政センター 3階 会議室	佐田地域 全地区	3月11日(月)	<b>受付時間：8時15分から</b> ※入場整理券がなくなり次第、 受付は終了します。
		3月12日(火)	
		3月13日(水)	<b>相談時間：9時～12時</b> <b>13時～16時</b> ※入場整理券に記載された時間の 30分前から入場できます。
		3月14日(木) 午前(注)	

(注) 最終日の相談時間は、12時までです。ご注意ください。

## 2 相談会場の運営方法

市役所では、申告書等の作成を職員が支援する申告相談会を開催します。ご自分で申告書の作成が困難な方は、1～4ページの開催会場および日時等をご確認のうえ、都合の良い日にいずれかの会場へお出かけください。

### 全会場共通注意事項

- 土曜日、日曜日および祝日は、相談を実施しません。
  - 相談は入場整理券方式で受け付けます。
    - ・各会場で**申告相談予定時間を記載した入場整理券**をお渡します。
    - ・**当日用意した入場整理券がなくなり次第、相談時間中であっても受付を終了します。**
  - 相談を効率的に進めるために次の項目に該当する方は、必ず事前に書類を作成してご来場ください。
    - ・事業所得(営業・農業)、不動産所得等のある方  
→ 『収支内訳書』
    - ・医療費控除の申告をされる方 → 『医療費控除の明細書』等
- ※相談会場にお持ちいただくものなど詳しくは6～7ページでご確認ください。

また、所得税の申告については、8ページでご確認いただくか、出雲税務署にお尋ねください。

- ご自分で作成した申告書を会場で提出する場合は、入場整理券は受け取らず、各会場備え付けの『提出箱』へ投函してください。なお、書類の控えが必要な方は事前にコピーをしたうえで提出してください。
- 期間中、市役所本庁2階市民税課および各行政センター窓口では、相談の受付や内容確認は行いません。
- 災害などの理由により、申告相談を中止する場合があります。

### 相談会場内の混雑緩和等のために

- ・待合室の混雑を避けるため、状況に応じて、お車の中でお待ちいただくか、一時帰宅をお願いすることがありますので、ご了承ください。
- ・朝早く来て会場の外で並ぶことは控えてください。
- ・来場は最小限の人数とし、発熱や咳、のどの痛みなど体調が悪い場合は、来場を見合わせてください。
- ・各会場の相談期間開始日や週明け、相談期間終了間際は、混雑が予想されます。

市民税・県民税の申告内容は、国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料などの算定基礎にもなりますので、申告が必要な方(下のフローチャートでご確認ください)は期限内に申告をお願いします。  
できる限り申告書はご自分で作成し、郵送等で提出してください。相談の受付は「入場整理券方式」で行うため、申告会場にお越しいただいても受付できない場合もあります。

(1) 市民税・県民税申告の必要な方のフローチャート

**スタート** 次の①から⑧のいずれかにあてはまりますか？

**【所得税の確定申告が必要な方】**

- ① 自営業者等で令和5年中の所得の合計が控除合計額を超える方
- ② 公的年金収入が400万円を超える方
- ③ 公的年金収入が400万円以下であり、公的年金以外の所得が20万円を超える方
- ④ 年末調整をした給与収入があり、それ以外の所得が20万円を超える方
- ⑤ 給与を2か所以上から受けている場合で、年末調整を受けなかった給与収入と給与所得以外の所得の合計額が20万円を超える方
- ⑥ 源泉徴収された税金や予定納税をした税金が納め過ぎになっていて還付申告をする方
- ⑦ 扶養控除や医療費控除、住宅借入金等特別控除などを追加して、所得税の還付申告をする方
- ⑧ 給与収入が2,000万円を超える方

はい

所得税の確定申告は必要ですが、**市民税・県民税申告は不要です。**所得税の確定申告を行うと市民税・県民税申告も行ったこととなります。

いいえ

令和6年1月1日現在、出雲市に住んでいましたか？

いいえ

出雲市への市民税・県民税の申告は**不要**です。令和6年1月1日に住所のあった市区町村へご相談ください。

はい

令和5年1月1日から令和5年12月31日までに収入がありましたか？

いいえ

市民税・県民税の申告は**原則不要**ですが、申告が必要となる場合があります。

- ・ 所得証明書、課税証明書が必要な場合
- ・ 福祉サービスを受ける場合
- ・ 国民健康保険料等の算定に必要な場合

はい

収入は障がい年金・遺族年金・雇用保険金のみでしたか？

はい

いいえ

給与・公的年金以外の所得（営業・農業・不動産・譲渡所得等）がありましたか？

**※個人年金や一時金、収用等による所得は申告が必要です！**

いいえ

はい

社会保険料控除、生命保険料控除、扶養控除、医療費控除等の追加、訂正をされますか？

はい

いいえ

**市民税・県民税の申告が必要です ※注1**

**市民税・県民税の申告は不要です**

**※注1** ふるさと納税ワンストップ特例制度を申請された方が、所得税の確定申告または市民税・県民税の申告をされると、特例制度が無効となります。特例制度の申請をされた方が、市民税・県民税を申告される場合は、ふるさと納税額も申告してください。



- 市民税・県民税申告が必要ない方でも、下記保険料等の算定のために申告が必要な場合があります。詳しくは下記の担当課へお尋ねください。

保険料・手当など	担当課	電話
国民健康保険料、後期高齢者医療保険料	保険年金課	21-6984
介護保険料、介護サービス関係など	高齢者福祉課	21-6212
児童手当	子ども政策課	21-6963
児童扶養手当		21-6218
保育料	保育幼稚園課	21-6964
自立支援医療費、障がい福祉サービス関係など	福祉推進課	21-6959

## (2) 市民税・県民税申告書の提出方法等について

市のホームページで、簡単に市民税・県民税申告書が作成できます。

令和6年度 申告書 出雲市 で検索してください。

(注)ただし、所得税の申告とは異なり、電子申告はできません。印刷して提出してください。  
令和6年度対応の申告書作成ツールの公開については、出雲市のホームページ上で別途お知らせします。

### ① 自分で作成し郵送または申告書提出箱へ提出

各相談会場は大変混雑します。申告書をご自分で作成できる方は、市民税・県民税申告書と添付資料（源泉徴収票など）を郵送または各相談会場の『提出箱』へ投函してください。申告書や添付書類の控えが必要な方は、あらかじめコピーを取ったうえで提出してください。

なお、申告書には日中連絡が取れる電話番号を必ずご記入ください。

#### 【送付先】

〒693-8530 出雲市今市町70番地 出雲市役所市民税課

### ② 市民税・県民税申告相談会場で相談後に提出

ご自分で申告書の作成が困難な場合は、市役所職員が申告会場で申告書の作成を支援しますが、作成した申告書の最終確認はご本人にさせていただき、納得された後に申告書を提出してもらいます。

申告期間中の相談は各会場でのみ行いますので、開催日程・会場（2～4ページ）をご確認ください。

## (3) 市民税・県民税の申告相談会場にお持ちいただくもの

### ① 個人番号の確認書類および本人確認書類

マイナンバーカード(個人番号カード)  
をお持ちの方

・マイナンバーカード  
(写しの場合は、表裏両面の写しが必要です。)

マイナンバーカードを  
お持ちでない方  
・右の2点をお持ちください。

・通知カード（氏名・住所が住民票と一致している場合のみ使用可）  
または個人番号が記載された住民票の写し  
・本人確認書類  
(運転免許証、パスポート、障がい者手帳、健康保険証など)

② 令和5年中の収入や必要経費などがわかるもの【該当年：令和5年分】

・給与所得の源泉徴収票

源泉徴収票がない場合は、給与明細、支払証明書など

・公的年金等の源泉徴収票

振込通知書や年金額改定通知書と間違えないよう、ご注意ください。  
障がい年金や遺族年金は課税対象になりませんので、源泉徴収票は送付されません。

・事業所得、不動産所得の収支内訳書

収支内訳書を作成されていない場合は受付できません。必ず事前に作成のうえお持ちください。

・個人年金や生命保険の一時金などがある場合は、受取金額や掛金などが記載された書類

・その他、所得金額の計算に必要な収入金額や必要経費などがわかる書類

公的年金等の源泉徴収票（見本）

③ 各種控除に必要な証明書など【令和5年中に支払ったもの】

・社会保険料控除

国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料、国民年金保険料などの証明書または領収書

国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料については、1月下旬に保険年金課が送付する「納付済額についてのお知らせ」をお持ちください。

・生命保険料控除・地震保険料控除

保険会社等が発行する「控除証明書」

・障がい者控除

身体障がい者手帳、療育手帳、障がい者控除対象者認定書など

・医療費控除

自分で作成した「医療費控除の明細書」(領収書の添付は不要です。)

- 1 医療費控除の明細書を作成されていない場合は受付できません。必ず事前に作成のうえ、お持ちください。
- 2 医療保険者が発行する医療費通知を使って医療費控除の明細書を集計した場合は、当該医療費通知も必要です。
- 3 医療費の給付金等（高額医療費等）で補てんした場合は、給付金額の確認ができる書類も必要です。

④ 申告書（事前に届いている方）

⑤ 前年の申告書控えなどの書類一式

(相談時間の短縮につながります。)

収支内訳書（見本）

医療費控除の明細書（見本）

## 4 所得税の確定申告

申告会場は大変混み合います。会場での待ち時間を無くしたいという方は、国税庁のホームページから所得税の確定申告書の作成ができますので、**ご自宅からの電子申告（e-Tax）**または郵送での申告をお勧めします。

### ☆所得税 → 「国税庁ホームページ 確定申告書等作成コーナー」

#### ★確定申告書等作成コーナー利用のメリット★

- ①申告会場に行く手間なし！！
- ②24時間いつでも利用可能！！（随時データ保存可能）
- ③自動で税額等を計算するので計算誤りなし！！



確定申告

#### ★スマートフォンからのe-Tax【電子申告】がより便利です★

青色申告決算書・収支内訳書がスマートフォンで作成可能になり、利便性が向上しています。また、スマートフォンのカメラで給与所得の源泉徴収票を撮影すれば、収入金額や支払者情報等が自動で入力されます。詳しくは国税庁ホームページをご覧ください。

#### ★e-Tax【電子申告】に必要なもの（パソコン・スマートフォン共通）★

- ①マイナンバーカード方式による申告（利用者証明書用電子証明書（数字4桁）および署名用電子証明書（英数字6文字以上16文字以下）のパスワードが必要です。）

##### （ア）マイナンバーカード

##### （イ）マイナンバーカード読み取り対応スマートフォン

※マイナンバーカードには個人認証の手続きが必要です。

※パソコンで申告書を作成される方も、スマホのアプリ（マイナポータルアプリ）でパソコン上に表示されたQRコードを読み取れば、e-Taxによる申告ができます。

- ②ID・パスワード方式による申告

（ID・パスワード方式は暫定的な対応ですので、お早めにマイナンバーカードの取得をお願いします。）

##### （ア）ID（利用者識別番号）

##### （イ）パスワード（暗証番号）

※IDとパスワードの発行を希望される方は、運転免許証などの本人確認書類をお持ちのうえ、出雲税務署にお越しください。その場で発行が可能です。また、一度発行すれば翌年以降の手続きは不要です。

※ご本人以外の方が来署された場合、IDとパスワードの発行を行うことはできませんのでご了承ください。

マイナンバーカードやICカードリーダーライター等をお持ちでない方も、パソコンやスマートフォンで作成した申告書をプリントアウトし、郵送等で提出することもできます。

郵送で申告書を提出する場合は、以下の宛先に送付してください。

〒693-8689 出雲市塩冶善行町13番地3 出雲地方合同庁舎  
広島国税局業務センター出雲分室

#### ★動画で見る確定申告★

申告書の作成方法などを動画でご案内！



動画で見る確定申告

- ・医療費控除
- ・マイナンバーカードを利用したe-Tax など

#### ★チャットボット★

ご質問を入力いただければ、AIを活用した「税務職員ふたば」が回答！





## (1) 所得税の確定申告会場

場 所	日 程	受付時間
出雲市役所本庁 1階 くにびき大ホール	2月16日(金)～3月15日(金) ※土・日曜日、祝日を除く	8時30分～16時 ※提出コーナーは9時～16時

- 相談は9時から行います。また、入場整理券の配付状況に応じて16時より前に受付を終了する場合があります。
- 入場整理券は、2月16日(金)から3月15日(金)の期間のみ、LINEアプリによりオンラインで事前発行が可能です。  
※LINEによる事前発行システムは、令和6年2月上旬に公開予定です。
- 相談時間中は、申告書が投函できる『収受箱』も設置されます。  
※上記受付時間外や税務署閉庁日は、郵送、電子申告または出雲税務署時間外収受箱(出雲地方合同庁舎1階(塩冶善行町))への投函により提出できます。

## (2) 会場の混雑緩和策について

本年は、会場の混雑緩和策として、以下の期間も相談を受け付けます。

場 所	日 程	受付時間
出雲税務署 (出雲地方合同庁舎内)	2月1日(木)～2月15日(木) ※土・日曜日、祝日を除く	8時30分～16時

- 相談は9時から行います。また、入場整理券の配付状況に応じて16時より前に受付を終了する場合があります。
- 入場整理券は、当日券のみの発行になります。

## (3) 所得税の確定申告書を作成するうえでの注意事項

- 第二表の「住民税に関する事項」欄は、住民税の算定に必要な内容です。記入がない場合は、市民税・県民税額の課税計算に適用されませんのでご注意ください。
  - ・ 配当や株式譲渡所得のある方
  - ・ 給与、公的年金以外の所得に係る市民税県民税の徴収方法を選択する方
  - ・ ふるさと納税の寄附をした方
  - ・ 退職所得のある配偶者・親族がある方
- 16歳未満の親族を扶養にとられる方は、第二表の「配偶者や親族に関する事項」欄に忘れずに記入してください。

## (4) 地域相談会場での申告

- 市役所職員が行う地域相談会場での申告相談は、市民税・県民税申告を主としています。
- 地域相談会場で受け付ける所得税申告は、給与・年金所得のみの申告など簡易な申告が中心となります。申告された内容について、不備があった場合には、後日、税務署から連絡があります。
- 下記の申告に該当する方は、中央会場(確定申告会場)を利用いただくか、税理士へご相談ください。

### ◎ 地域相談会場で受け付けることができない所得税の申告

- ・ 青色申告
- ・ 退職所得の申告
- ・ 準確定申告
- ・ 相続年金による雑所得
- ・ 初年度の住宅借入金等特別控除
- ・ 連帯債務のある住宅借入金等特別控除
- ・ 上場株式の売却などの譲渡所得
- ・ 土地、家屋の売却などの譲渡所得

## (5) お問い合わせ先

出雲税務署 ☎ 21-0440 (代表)

※確定申告に関する一般的な相談は、「確定申告テレホンセンター」へお願いします。

(自動音声がかかりますので「0」を入力してください。)

## 2 軽自動車税についてのお知らせ

問合せ先：市民税課法人・諸税係 21-6703

### 1 車検時の納税証明書提示の省略化について

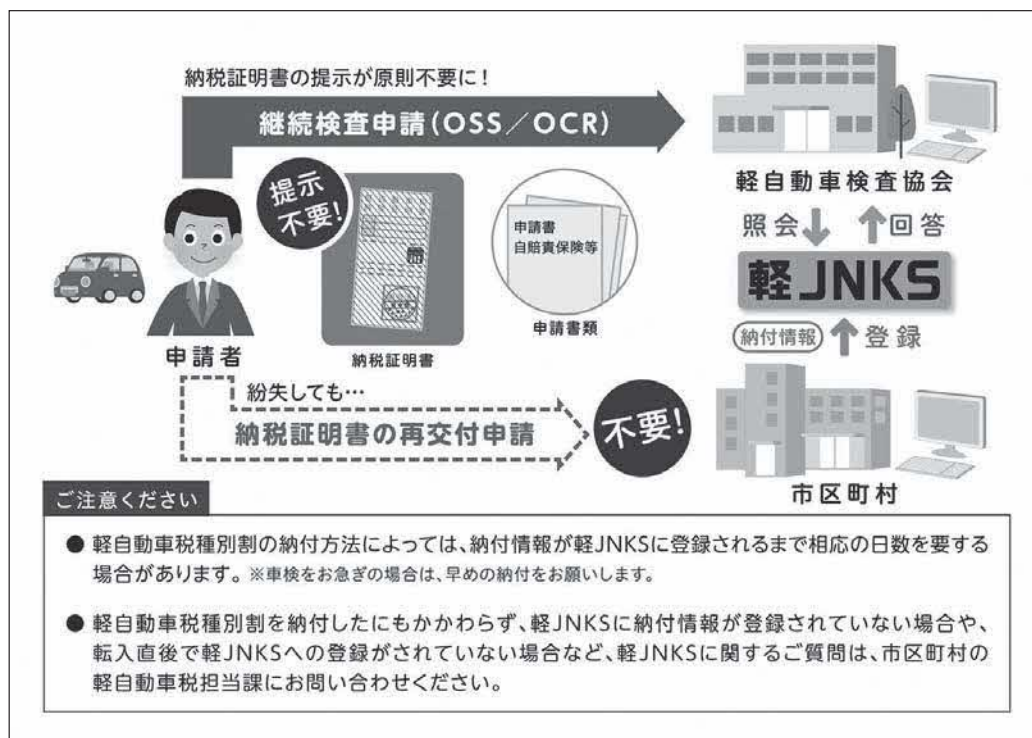
令和5年1月から、「軽自動車税納付確認システム（軽JNKS）」<sup>ジェンクス</sup>の運用が開始されたことにより、軽自動車の車検を受ける際に必要な軽自動車検査協会窓口での「**軽自動車税（種別割）納税証明書（継続検査用）**」の提示が**原則不要**になりました。

※二輪の小型自動車は、軽JNKSの対象外です。

※次のような場合には、軽JNKSによる納付確認ができないため、従来どおり「市役所窓口で発行する紙の納税証明書（継続検査用）」または「納税通知書に付属する納税証明書（金融機関・コンビニで納付した場合）」が必要となります。

- 軽自動車税（種別割）を納付した直後のため、軽JNKSに納付情報が登録されていない場合
- 対象車両に過去の軽自動車税（種別割）の未納がある場合（旧所有者の未納を含む）
- 中古車の購入直後の場合
- 他の市区町村へ引っ越した直後の場合

※詳しくは、出雲市ホームページまたは地方税共同機構ホームページ (<https://www.lta.go.jp/jidousya/>) をご確認ください。



### 2 軽自動車税（種別割）納税証明書（継続検査用）ハガキの送付廃止について

軽JNKSの運用開始に伴い、軽自動車税（種別割）を口座振替またはスマホ決済アプリで納付いただいた方を対象に送付していた「**軽自動車税（種別割）納税証明書（継続検査用）**」ハガキについては、令和5年度以降**送付を廃止**しておりますので、ご了承ください。

※二輪の小型自動車の軽自動車税（種別割）を口座振替で納付いただいた方に対しては、従来どおり「軽自動車税（種別割）納税証明書（継続検査用）」ハガキを送付します。

### 3 車両の登録・廃車等の手続き先について


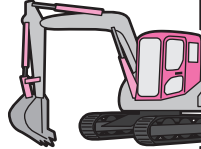
軽自動車税(種別割)は、毎年4月1日(賦課期日)時点の原動機付自転車、軽二輪、三輪・四輪の軽自動車、小型特殊自動車および二輪の小型自動車の所有者に課税されます。

年度途中で廃車、名義変更等の手続きをされた場合でも還付はありません。

原動機付自転車 小型特殊自動車	出雲市役所市民税課 または 各行政センター市民サービス課 TEL. 0853-21-6703
125ccを超える二輪車	島根運輸支局(松江市馬潟町43-3) TEL. 050-5540-2071
三輪・四輪の軽自動車	軽自動車検査協会 島根事務所(松江市馬潟町68-1) TEL. 050-3816-3083

### 4 小型特殊自動車に対するナンバープレートの交付について

小型特殊自動車は、公道走行の有無・使用の有無に関わらず、軽自動車税(種別割)の申告をしてナンバープレートの交付を受ける必要があります。申告手続きの詳細については、市民税課へお問い合わせください。

区分	小型特殊自動車(農耕作業用)	小型特殊自動車(その他のもの)
大きさ	制限なし	長さ4.7m以下、幅1.7m以下、高さ2.8m以下
総排気量	制限なし	制限なし
最高速度	35km/h未満	15km/h以下
種類	農耕トラクタ、 農業用薬剤散布車、 刈取脱穀作業車(コンバイン)、 乗用田植機、 国土交通大臣の指定する農耕作業用自動車 など 	ショベルローダ(ミニバックホウなど)、 タイヤローラ、ロードローラ、グレーダ、 ロードスタビライザ、スクレーパ、 ロータリ除雪自動車、 アスファルトフィニッシャ、 タイヤドーザ、モータスィーパ、 ダンプ、ホイールハンマ、 ホイールブレーカ、フォークリフト、 フォークローダ、ホイールクレーン、 ストラドルキャリア、 ターレット式構内運搬自動車、 自動車の車台が屈折して操向する構造の自動車、 国土交通大臣の指定する構造のカタピラを有する自動車、 国土交通大臣の指定する特殊な構造を有する自動車 など 
年税額	2,400円	5,900円

※農耕作業用：最高速度が35km/h以上の場合は、大型特殊自動車となります。

※その他のもの：大きさ(長さ・幅・高さ)、最高速度の要件を一つでも超える場合は、大型特殊自動車となります。

### 3 資産税課からのお知らせ

問合せ先 家屋係：21-6820 土地係：21-6667

固定資産税は、毎年1月1日に固定資産(土地・家屋・償却資産)を所有または使用している方が、その固定資産の価格を基に算定された税額を納める税金です。

納税者のみなさまには、年度当初にお送りする「固定資産税・都市計画税納税通知書兼課税明細書」で、納税額、納付方法等をご確認いただき、納期内の納税にご協力をお願いします。

#### 1 令和6年度は3年に一度の評価替え年度です

固定資産税は、固定資産の価格、すなわち「適正な時価」を課税標準として課税されるものです。3年ごとに行う「評価替え」とは、地価の上昇や建築資材等の価格変動に対応し、固定資産の価格を均等のとれた適正な価格に見直すための制度です。

##### 【土地】

土地の評価は、地目別に国で定めた評価基準に基づいて行います。宅地については地価公示価格などの7割を目途に評価額を計算します。出雲市では、一部の地域において宅地需要の高まりが見られることなどから、今回の評価替えで評価額が上昇し、税負担が増加する地域が増えていきますので、ご理解をお願いします。

##### 【家屋】

家屋の評価額は、建築年の評価基準に基づき算出していますが、その後の建築資材の価格変動や、建物の築年数に応じた経年補正等を行い、評価額を見直します。

今回の評価替えでは、コロナ禍後の経済活動再開に伴う需給事情の変化や世界情勢の影響等により、建築資材の価格が急騰していることから、評価額の上昇が見込まれます。なお、既存家屋については前年度の評価額を上回る場合には評価額を据え置くことから、実際の税負担が増加することはありません。

#### 2 固定資産税・都市計画税の納付方法について

金融機関の窓口で**2月10日までに口座振替の手続きをされると**、年度当初にお送りする**納税通知書には、口座振替と表記され、5月31日に口座振替を行います。**なお、この日以降に口座振替の手続きをされた場合は、納税通知書等には納付書が同封されます。

しかし、**4月10日までに口座振替手続きをされた場合には、5月31日に口座振替が行われますので、届いた納付書は破棄していただき、二重に納付することのないようご注意ください。**

口座振替 手続き日	令和6年度 第1期納期限(5/31)の納付方法
～2月10日	口座振替
2月11日 ～4月10日	口座振替 (納付書は破棄してください。)
4月11日 ～5月31日	納付書納付 (第2期分から口座振替に変わります。)

(口座登録のスケジュールについては、16ページをご覧ください。)

※口座振替を利用されている方で、口座名義人が死亡されたときや名義・持ち分など登記に変更があったときには、口座振替の手続きが新たに必要場合がありますので、ご注意ください。

#### 3 実地調査の実施と過年度の遡及について

固定資産税の評価・課税を適正に行うため、地方税法の規定により固定資産評価補助員(資産税課職員)が実地調査を行っていますので、ご協力をお願いします。

なお、実地調査等に伴い、資産の調査や申告等がされておらず、固定資産税が課税されていないことが判明した場合は、資産の取得年により過年度(5年度分)へ遡って課税されることがありますので、ご了承ください。



## 4 償却資産の申告について

### 1月は、固定資産税の償却資産の申告時期です

償却資産とは、法人や個人で、工場、商店、事務所、アパートおよび駐車場などを経営しておられる方が、その事業のために所有している資産で、次のようなものが申告の対象です（土地・家屋を除きます）。

- ① 対象者 令和6年1月1日現在、市内に事業用資産を持つ個人または法人の方
- ② 申告期間 令和6年1月4日（木）～1月31日（水）
- ③ 対象資産 対象となる償却資産を区分ごとに一部例示すると、下記のとおりです。
  - ① 構築物（舗装路面、外構、フェンス、簡易物置、看板など）
  - ② 機械および装置（作業機械、装置、農業用機具など）
  - ③ 船舶（漁船、作業船など）
  - ④ 航空機
  - ⑤ 車両および運搬具（貨物車・客車、運搬目的の大型特殊車両など）
  - ⑥ 工具、器具および備品（机、椅子、事務用器具類、各種工具など）

※自動車税・軽自動車税の課税対象となるもの等申告の対象とならない資産があります。

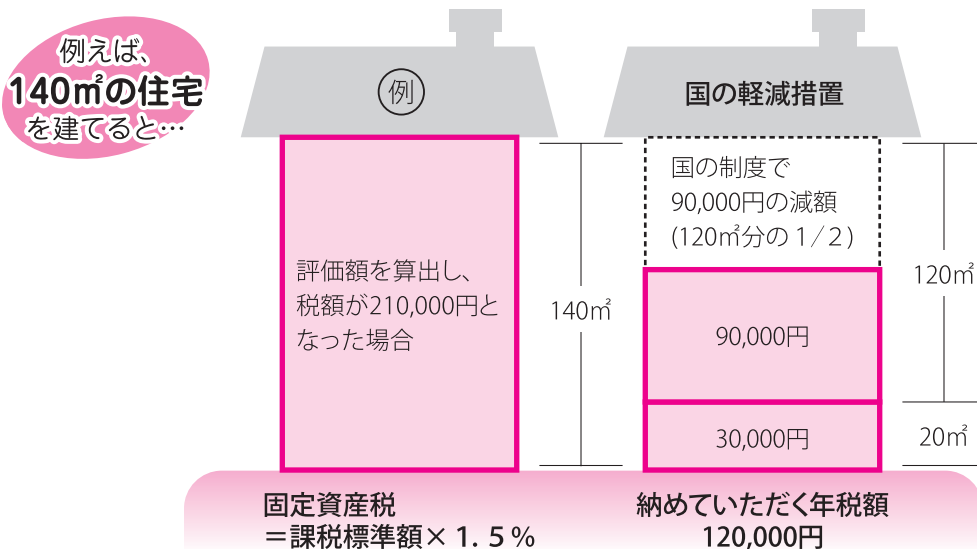
詳しくは市のホームページ「【固定資産税】償却資産の申告について」をご覧ください。

## 5 家屋の軽減措置等について

### (1) 新築住宅の軽減措置（減額）について

新築された住宅は、次の適用要件をすべて満たす場合、国が行う新築住宅の軽減措置（固定資産税のみ）を受けることができます。

- ① 適用の要件
  - 専用住宅または併用住宅（居住部分の割合が1/2以上）であること。
  - 居住部分の床面積が50㎡以上280㎡以下であること。
  - 新築住宅（構造上・利用上独立し、入口・トイレ・台所がある）であること。
- ② 適用期間 一般住宅（3年間）、長期優良住宅（5年間）  
（3階以上の耐火住宅はそれぞれ2年間延長されます。）
- ③ 適用範囲 120㎡以下の固定資産税の1/2相当額





## (2) 新築・増(改)築家屋の届出について

家屋を新築・増(改)築されたときは、ご連絡ください。

床面積が10㎡以下の小規模な工事(倉庫、車庫等の新築)の場合でも、固定資産税の対象になることがあります。令和5年中に新築・増(改)築された家屋は、翌年度の令和6年度から課税されます。

## (3) 滅失家屋の届出について

家屋を取壊されたときは、ご連絡ください。

令和5年中に取壊された家屋は、翌年度の令和6年度から課税されなくなります。

届出がない場合、既に取壊されていても引き続き課税されている場合がありますので、年度当初に送付する課税明細書でご確認ください。

## (4) 未登記家屋の所有者変更の届出について

登記をしていない家屋(未登記家屋)の所有者が変更になった場合は、届出が必要ですのでご連絡ください。未登記家屋は、所有者が変わっても届出されないと、引き続き以前の所有者に固定資産税を納付していただくことになります。

令和5年中に届出をされた場合、令和6年度から所有者を変更します。

## (5) 各種住宅改修に伴う固定資産税の減額制度について

令和6年3月31日までに、要件を満たした住宅改修を行った場合、申告書類の提出により固定資産税が一定期間軽減される減額制度があります。いずれも、改修工事完了後、3か月以内に申告していただく必要があります。制度の詳しい内容や、必要書類等については、問合せ先へお尋ねいただくか、市のホームページをご覧ください。

	対象家屋・工事	要件	軽減面積	軽減税額
耐震改修	<ul style="list-style-type: none"> <li>昭和57年1月1日以前に建築された家屋</li> <li>現行の耐震基準に適合させるための工事</li> <li>※バリアフリー改修、省エネ改修との重複不可</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>1戸あたり50万円超の工事であること</li> </ul>	上限 120㎡	工事が完了した年の翌年度 1/2 (1年間)
バリアフリー改修	<ul style="list-style-type: none"> <li>新築後10年を経過した家屋</li> <li>廊下の拡幅や手すりの取付等のバリアフリー改修工事</li> <li>※耐震改修との重複不可</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>改修費用の自己負担額が50万円超であること</li> <li>「65歳以上」、「要介護、要支援認定を受けている」、「障がい者」のいずれかに該当する方が居住していること</li> <li>改修後の住宅の床面積が50㎡以上280㎡以下であること</li> <li>過去に同じ軽減を受けていないこと</li> </ul>	上限 100㎡	工事が完了した年の翌年度 1/3 (1年間)
省エネ改修	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成26年4月1日以前に建築された家屋(賃貸住宅除く)</li> <li>現行の省エネ基準に適合させる工事</li> <li>※耐震改修との重複不可</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>改修費用の自己負担額が60万円超であること</li> <li>改修後の住宅の床面積が50㎡以上280㎡以下であること</li> <li>過去に同じ軽減を受けていないこと</li> </ul>	上限 120㎡	

・併用住宅は居住面積が1/2以上の建物が対象になります。

## 6 土地の特例制度について

### 住宅用地の固定資産税・都市計画税を軽減する特例制度について

居住家屋の敷地（以下「住宅用地」という）には、固定資産税・都市計画税を軽減する特例制度が適用されます。

- ① 特例制度が適用されると、土地の課税標準額（税額を算定するための基となる額）は次のとおりとなります。

【固定資産税】 200㎡以下の部分は1/6、200㎡を超える部分は1/3に軽減

【都市計画税】 200㎡以下の部分は1/3、200㎡を超える部分は2/3に軽減

- ② 特例制度の適用範囲

特例制度が適用される住宅用地は、専用住宅用地と併用住宅用地の二つに分けられます。

**専用住宅用地の場合** … その土地全部

**併用住宅用地の場合** … 家屋の居住部分の割合により、次表の住宅用地の率を乗じて得た面積に相当する土地

	家屋の用途・構造	居住部分の割合	住宅用地の率
ア	専用住宅	全 部	1.00
イ	ウ以外の併用住宅	1/4以上1/2未満	0.50
		1/2以上	1.00
ウ	地上5階以上の耐火構造建築物である併用住宅	1/4以上1/2未満	0.50
		1/2以上3/4未満	0.75
		3/4以上	1.00

※特例制度が適用されるのは、家屋の床面積の10倍までです。

※居住部分の割合が1/4未満の家屋の敷地については、特例制度が適用されません。

- ③ 特例制度を正しく適用するために、次のような場合には『住宅用地に関する申告書』を提出してください。

- ・住宅を新築または増築したとき
- ・住宅を全部または一部を取壊したとき
- ・住宅を建て替えたとき
- ・住宅の全部または一部の用途を変更したとき  
(例 住宅を店舗に変更したとき、店舗を住宅に変更したとき)
- ・住宅の敷地の範囲または用途（利用状況）を変更したとき

## 令和6年4月1日から相続登記の申請が義務化されます！

所有者不明土地の解消に向けて、不動産に関するルールが大きく変わります！

- 今のうちから、相続した土地・建物の相続登記をしましょう！  
今なら、相続登記の免税措置も拡大されています
- 相続の際、遺産分割をちゃんと済ませましょう！
- 登記の手続きは、法務局のホームページをご覧ください
- 相続・登記の専門家（司法書士・弁護士）への相談も、ご検討ください

※法務局では、登記手続案内として、登記申請書の作成等に必要情報の提供を行っています。

登記手続案内は完全予約制です。事前の予約をお願いします。

新制度について詳しくは、以下の二次元コードか、「法務省 所有者不明」で検索！



【松江地方務局 出雲支局 0853-21-0721（登記部門）】

## 4 口座振替による納付をおすすめします

### ≡ こんなことありませんか？ ≡



金融機関やコンビニに毎回出かける手間が省けて **安心・便利** な口座振替をご利用ください！ 手続きは簡単です。

### 手続き方法

市役所・各行政センターおよび出雲市内の金融機関に備え付けてあります口座振替依頼書に必要事項を記入し、金融機関の窓口でお申込みください。

### 口座登録のスケジュール

- ・当月10日までに手続き ⇒ 翌月末から口座振替開始
  - ・当月11日以降に手続き ⇒ 翌々月末から口座振替開始
- 例) 固定資産税第1期(5月31日)から口座振替希望の場合 ⇒ 4月10日までに手続きが必要  
 ※口座振替が開始されるまでは以前の納付方法となりますのでご了承ください。

#### 令和6年度口座振替カレンダー

納付月 税目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
固定資産税 都市計画税	手続き 期限 4/10	<b>1期</b> 5/31 振替	手続き 期限 6/10	<b>2期</b> 7/31 振替			手続き 期限 10/10	<b>3期</b> 12/2 振替		手続き 期限 1/10	<b>4期</b> 2/28 振替	
市民県税		手続き 期限 5/10	<b>1期</b> 7/1 振替	手続き 期限 7/10	<b>2期</b> 9/2 振替	手続き 期限 9/10	<b>3期</b> 10/31 振替		手続き 期限 12/10	<b>4期</b> 1/31 振替		
軽自動車税 (種別割)	手続き 期限 4/10	<b>全期</b> 5/31 振替										

### 取扱金融機関

島根県農業協同組合、山陰合同銀行、島根銀行、島根中央信用金庫、鳥取銀行、しまね信用金庫、中国労働金庫、みずほ銀行、漁業協同組合JFしまね、ゆうちょ銀行(郵便局)

### 市税についての問合せ先(出雲市役所)

市民税課 ★市県民税	21-6770	資産税課 ★土地	21-6667
	21-6714	★家屋・償却資産	21-6820
	21-6898		
★法人市民税	21-6728		
★口座振替・軽自動車税	21-6703	収納課 ★納付相談	21-6647